

議案第64号

奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分に関し、別紙のとおり関係地方公共団体の協議により定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

天理市長 並 河 健

奈良広域水質検査センター組合の財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分をすることについて、次のとおり定める。

（財政調整基金の配分）

第1条 奈良広域水質検査センター組合（以下「組合」という。）の財政調整基金は、解散時における組合の構成団体が平成7年度から令和5年度までの間に負担した施設整備負担金及び経常経費負担金の負担割合に応じて配分する。

（物品の譲与）

第2条 組合が保有する物品（図書及び文献類を除く。）は、奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）に無償譲与する。

（退職手当支給事務負担金還付金の引継）

第3条 解散、脱退により奈良県市町村総合事務組合から還付される奈良県市町村総合事務組合退職手当支給事務負担金還付金は、企業団に引き継ぐ。

令和 年 月 日

大和高田市長	堀内大造
大和郡山市長	上田 清
天理市長	並河 健
橿原市長	亀田忠彦
桜井市長	松井正剛
五條市長	平岡清司
御所市長	東川 裕
生駒市長	小紫雅史
香芝市長	三橋和史
葛城市長	阿古和彦
宇陀市長	金剛一智
山添村長	野村栄作
平群町長	西脇洋貴
三郷町長	木谷慎一郎
斑鳩町長	中西和夫

安堵町長	西本安博
曾爾村長	芝田秀数
御杖村長	伊藤収宜
高取町長	中川裕介
明日香村長	森川裕一
上牧町長	今中富夫
王寺町長	平井康之
広陵町長	山村吉由
河合町長	森川喜之
吉野町長	中井章太
大淀町長	辻本眞宏
下市町長	杵本龍昭
黒滝村長	植田忠三郎
天川村長	車谷重高
野迫川村長	吉井善嗣
十津川村長	小山手修造
下北山村長	南 正文
上北山村長	山室 潔
川上村長	泉谷隆夫
東吉野村長	水本 実

磯城郡水道企業団企業長 高江啓史